

街づくり会社(アルネ管理会社)への貸付金二億円を予算から削除を求める「修正動議」多数で可決

—市長は、自分の判断で貸し付けることができる措置として

「再議」を提出、議会は、昨年六月議会に続いて「再議」も否決—

三月市議会は、十九日に終了しましたが、平成十六年度一般会計予算の中にはあります「街づくり会社」への貸付金、二億円を予算書から削除する修正動議が十五人の議員から提出されました。

提案理由は、「最近の街づくり会社の経営状態は一層悪化しており、借りたお金の支払い能力すら無くなっている会社であり、債務負担行為とはいって、貸し付けることに疑問がある。街づくり会社と直接関係はないが、再開発事業全体で言えば、再開発組合の資金流用の責任すら明らかになつていないので、さらに税金投入はおかしいのではないか」などの理由によるものです。

一方、「債務負担の具体化であり、義務費であるから予算を否決するのはおかしい」との意見もありましたが、採決に入り、修正動議が「賛成多数」で可決されました。

この貸付金は昨年の一月臨時会で「街づくり会社への八億五千万円の支援金」が可否同数となり、議長裁決で「可決」された債務負担行為に基づくもので、平成十五年度に二億円、平成十六年度に二億円、平成十七年度に一億五千万円貸し付けようとするものです。

地方自治法第百十五条の一 議案修正権とは

議会が、当局の提案した議案を修正する場合は、議員定数の十二分の一(津山の場合三人)以上の者が発議者となって議会に提案します。この修正案は当局提案の議案に先立って審査・決定されることになります。修正動議が可決されると、修正された予算は、原案から削除されたものとみなして、議案の採決が行われます。

—議会には予算の提案権がなく、 削除しか方法がありません—

今回の場合を例にとりますと、二億円を他の予算と切り離して、アルネ全体の再建計画、資金援助などと合わせて「継続審査」として論議をしていくのが最適と思いますが、議会には「予算提案権」が認められていません。従つて「予算書から削除(削る)」という修正の動議が提案されたものです。

地方自治法第百七十七条の解説

「収入又は支出に関する議決に対する長の処置」

の規定がありますが、これは一般的には、議会の議決に対して、市長が「拒否する」権限規定といわれています。

特に、法令により負担する経費、法律の規定に基づき、当該行政庁の職権により命ずる経費、その他の普通地方公共団体の義務に属する経費について削除又は減額の議決をしたときは、「再議」に付さなければならぬとされています。

再議とは

議会で行つた議決に対し、市長が「異議がある」と判断をし、右記の地方自治法第百七十七条に規定されているものについて、再び議案として議会に提出することをいいます。この場合、削除された二億円の予算だけでなく、補正予算全体を議案として提示しなくてはならないと規定されています。再議の対象として実質的に審議するのは削除された二億円だけです。